

お知らせ

中小企業の活躍を応援します

本市では、中小企業や団体を対象にした各種助成を行っています。

機械設備のリース費用

対象 市内の工場などに生産・加工・修理用の機械設備をリースで設置した中小企業や団体

対象経費 契約時の物件価格
補助率 2・0割(限度額1企業100万円)

人材育成や資格取得費用

対象 市内に主たる事業所がある建設業、製造業、運輸業などの中小企業

対象経費 本年中に支払った研修費用や資格受験料など(本市主催のものは対象外)

補助率 50割以内(限度額1企業5万円)

国際見本市など各展示会への出展費用

対象 市内に主たる事業所がある中小企業や団体

対象経費 本年中に開催された見本市などの出展小間料や装飾費

補助率 50割以内(限度額1企業30万円。平成21年度〜平成23年度に1回受給している場合は25万円)

2回以上は20万円)

以上の3つは1月4日(金)〜31日(木)に産業政策課 ☎210-227

4へ。なお、前橋プラザ元気21内にある産業政策課は、1月15日(火)から市役所3階に事務室が移転します。詳しくは本紙8ページをご覧ください

考えよう子どもの健全育成

1月31日(木)まで、冬の青少年健全育成運動を実施。また、12月22日(土)までは万引防止キャンペーンも行っています。次の項目を積極的に、社会全体で子どもたちの健全育成に取り組みましょう。

- 子どもたちに積極的な声掛けを行い、深夜徘徊などの非行をなくそう。
- 携帯電話などのフィルタリングを推進して、子どもたちを有害情報と犯罪被害から守ろう。
- 一人一人が、万引を「しない」「させない」「見逃さない」という強い気持ちを持つよう。

市立図書館

☎224-4311

移動図書館ひろせ号

1月から3月までの巡回日程は下表のとおりです。

移動図書館ひろせ号巡回日程表(1月~3月)
Table with columns for dates (1月, 2月, 3月) and times (午前, 午後). Rows list specific locations and times for the mobile library service.

認可外保育施設利用料を補助

就学前の第3子以降の児童における、本年分の認可外保育施設利用料相当額を補助します。期限を過ぎると本年分の補助が受けられなくなり。詳しくは問い合わせてください。

対象 ①次の要件を全て満たす人。②本市に住居登録している③就学前で第3子以降の児童がいる④同一世帯で子を3人以上扶養している⑤本市や県などに登録している認可外保育施設を利用し、利用料が支払い済み⑥認可保育所(園)の保育料を滞納していない
補助金額 支払った利用料額(月額2万7,000円・日額1,100円を限度)

水道管の防寒対策は万全に

冬の水道管は破損しやすくなります。早めに防寒対策を行い、破裂やひび割れを防ぎましょう。

凍らせないための予防

水道管や蛇口に毛布・布などの保温材料を巻き付け、ひもやビニールテープで押さえ込みます。また、布や発泡スチロールテープで押さえ込みます。

市長

この1年は市制施行120周年の記念行事にお力を貸していただき、大変ありがとうございました。改めて歴史を振り返り、私たちが失ったものと得たものを思うとき、現在が転換期にあると実感します。急ぎ足から立ち止り、人の気持ちを大事にしながら、「前橋の価値は何か?」を見つめることが大切です。

「ふるさと 風に吹かるる わらべ唄」(伊藤信吉)

皆さんにとって良き新年を迎えられますよう、心からお祈り申し上げます。



水道管の防寒対策

ールなどを詰めたビニール袋をメーターボックスに入れて保温してください。ただし、検針できるようにメーターの上面は空けておいてください。

破裂して水が噴出したら

メーターボックス内の止水栓を閉めて水を止め、破裂した部分に布やテープを巻き応急処置を。最寄りの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

凍って水が出ないときは

自然に溶けるのを待つか、タオルをかぶせてゆっくりとぬるま湯をかけます。熱湯を直接かけるのは水道管が破裂することもあり危険です。絶対にやめてください。

将来のために保険料をプラス

国民年金には付加保険料の制度があります。これは定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、付加保険料を納めた月数×200円の年金額が老齢基礎年金に加えて受けられるものです。対象となるのは第1号被保険者。国民年金基金の加入者や保険料の免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができます。

農振除外の申し出による変更

「前橋及び富士見農業振興地域整備計画」の農用地利用計画の変更案を縦覧します。この変更案は4月に受け付けた農振除外の個別申し出に基づいたもので、市内在住の人は意見書の提出を、農用地区域内の土地の所有者や権利者は異議の申し出ができます。

日時 縦覧・意見書の提出 1月4日(金)まで(異議の申し出) 1月5日(土)〜21日(月)(土日曜・祝日を除く)、午前8時30分〜午後5時15分

縦覧場所 市役所農林課、富士見支所

農林課 ☎898-6702、富士見地区については富士見支所 ☎288-1946

まえばし元気インフォメーション
群馬テレビ
12月20日(木)午後7時15分から15分間(再放送)12月22日(土)午前8時30分から
アーツ前橋施設内覧会
前橋白金夜景